

令和5年度税制改正要望の概要 ～金融庁の改正要望～ その1

今回から令和5年度税制改正について、各省庁などの税制改正の要望の概要を紹介します。

第一回目は「金融庁」からの改正要望です。新聞紙上ではNISAなどについて改正が実現する可能性が高いと報道されています。

1. NISAの抜本的拡充等（所得税・法人税）

● 現行NISA制度の概要

	つみたてNISA	一般NISA	ジュニアNISA
投資可能期間	2042年まで	2028年まで	2023年まで
非課税保有期間	20年間	5年間	(※1) 5年間
年間投資枠	40万円	120万円	80万円
非課税限度額	800万円	600万円	400万円
対象商品	長期の積立・分散投資に適した株式投信	上場株式、ETF、REIT、株式投信	
対象年齢(※2)	18歳以上		

(※1) 18歳まで非課税で保有可能とする特例あり

(※2) 2022年以前は20歳以上

【要望のポイント】 簡素で分かりやすく、使い勝手のよい制度に見直す

(1) 制度の恒久化

(2) 非課税保有期間の無期限化

(3) 年間投資枠を拡大し、弾力的な積立を可能に

(4) 非課税限度額の拡大（簿価残高に限度額を設定）

(5) 安定的な資産形成を促進する観点から、長期・積立・分散投資によるつみたてNISAを基本としつつ、一般NISAの機能を引き継ぐ「成長投資枠（仮称）※」を導入

※ 非課税限度額の内枠として、①既に積み上げた資産（預貯金）によるキャッチアップ投資や、②企業の成長を応援するため、上場株式や一定の商品性を持った株式投信等への投資を可能とする

(6) つみたてNISAの対象年齢を未成年者まで拡大（※ジュニアNISAは、予定どおり2023年末で新規買付終了）

2. 生命保険料控除制度の拡充

【現状及び問題点】

① 生命保険料控除制度は、所得税額・住民税額の計算上、支払保険料の中から、一定額の所得控除が可能。

② 人生100年時代を迎え、老後生活に向けた資産形成はもとより、医療などのニーズへの自助による備えが一層重要になっている。加えて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大下において、自身や家族のために病気や死亡等のリスクに備えることの重要性が再認識された。

③ こうした状況下において、生命・介護医療・個人年金保険が持つ私的保障の役割はますます大きなものとなっている。生命保険料控除の拡充は、様々な要因により経済の先行きに対する不透明感が高まる中においても、将来に向けた保障や資産形成への備えを継続する一助となり、ひいては、国民の相互扶助を後押しし、国民生活の安定及び国民経済の健全な発展に資することとなる。

【要望事項】 所得税法上及び地方税法上の生命・介護医療・個人年金の各保険料控除の最高限度額を5万円及び3.5万円とすること、また、所得税法上の保険料控除の合計適用限度額を15万円とすること。

3. その他の改正要望

① 金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引・預貯金等にまで拡大すること

② 教育資金一括贈与に係る贈与税の非課税措置において、①一定の投資商品（例えば、つみたてNISA対象商品等）に係る運用損失及び②教育関連団体等への寄附金を、契約終了時の贈与税の課税対象から除外するなど、制度の拡充を措置すること

③ 上場株式等の相続税に係る見直し。物納の場合の手続についても、要件（金銭納付困難事由）の見直しを行うこと

④ 死亡保険金の相続税非課税限度額の引上げ（配偶者及び未成年者の被扶養法定相続人数×500万円を加算すること）

（文責：山本和義）